

忠和地区防災計画

令和 5 年 3 月

忠和地区防災会議

目 次

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 目 的 | 1 |
| 2 | 地区の特性 | 1 |
| | (1) 過去の災害歴 | 2 |
| | (2) 今後の災害想定 | 2 |
| 3 | 平常時の活動 | 3 |
| | (1) 組織体制 | 3 |
| | (2) 防災知識の普及啓発 | 3 |
| | (3) 地域の危険箇所の把握 | 3 |
| | (4) 防災訓練 | 3 |
| | (5) 避難環境の整備 | 3 |
| | (6) 備蓄 | 5 |
| | (7) 自主防資機材・井戸 | 6 |
| | (8) 避難行動要支援者の支援体制 | 7 |
| 4 | 災害時の活動 | 10 |
| | (1) 災害体制（組織と役割分担） | 10 |
| | (2) 情報収集・伝達・共有・災害広報 | 10 |
| | (3) 救助・救急・初期消火 | 12 |
| | (4) 避難誘導活動 | 12 |
| | (5) 生活救援（給食給水・炊き出し等） | 12 |
| | (6) 避難所開設・運営 | 13 |
| | (7) 避難行動要支援者の支援 | 13 |
| 5 | 風水害・土砂災害・地震・雪害への対応 | 14 |
| 6 | 災害復旧時の活動 | 14 |
| 7 | 計画の見直し | 14 |

1 目的

近年，地球規模での気候変動から，全国各地で台風や豪雨，豪雪による災害が頻発している。

これまで旭川市では，大きな地震が発生しなかったことや，全国と比較して台風による被害が少ないという地理的特性から，「旭川市は災害が少ないまち」という認識を持っている市民も多い。しかし，天災地変は何時どこでも起こり得るものであり，日頃からの「備え」が重要である。

大きな災害が発生した場合，まず個人の取組が不可欠であるが，個の力では限界がある。また，行政の支援にも限りがある。このことから，災害による被害を最小限に抑制するためには，地域住民の連携・協力による組織的行動が不可欠である。

本計画は，忠和地区の住民等による自発的な防災活動に関する事項を定め，計画に基づく防災活動を実施することで，安全で安心して暮らすことができる忠和地区の地域づくりを目指すものである。

《基本方針》

次代へつなぐ 安心・安全の絆
～忠和地区 逃げ遅れ「ゼロ」を目指して～

2 地区の特性

忠和地区は，市街地の中で最も標高が低く，旭川市内を流れる4大河川（石狩川，美瑛川，忠別川，牛朱別川）が合流する地域に位置している。これまでも幾度となく水害に見舞われてきた地区であり，神居川の改修や神居川水門の整備をはじめ，石狩川の樋門・樋管，神居川排水ピッドの設置など，治水施設の整備が進んでいる。

また，神居町忠和にある旭川市下水処理センターは，鷹栖町，東神楽町，当麻町，比布町，東川町からも委託運営されており，1市5町の下水管が忠和地区を經由して，旭川市下水処理センターに繋がっている。このため，石狩川や神居川の氾濫危険はもとより，下水管・雨水管の内水氾濫の危険を考慮した防災対策を講じていく必要がある。

また，神居町忠和（旧東海大学旭川キャンパス跡地）及び南が丘側は，土砂災害警戒区域に指定されている区域がある。

市内の他地区と比較して降雪量が多く，信号が見えなくなるほどの吹雪や道路脇の雪山により，交差点での交通事故の危険がある。

令和4年11月現在の忠和地区の人口は10,978人，世帯数は6,091世帯となっている。また，高齢化率は38.4%と，市全体の34.9%を上回っており，避

難行動要支援者の人数は227人となっている。

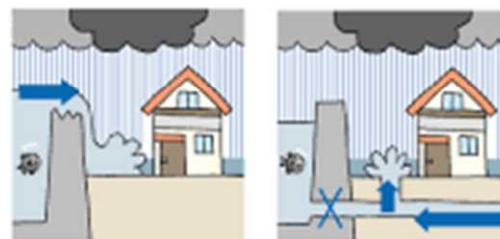
防災体制の構築に向け、昼間人口の高齢化等も大きな課題であり、将来の地域防災力の低下が懸念される。

(1) 過去の災害歴

平成30年7月豪雨では、内水氾濫*が発生し、多くの民家で床下浸水（約60軒）、床上浸水（約10軒）の被害が発生した。

また、河川に近い区域を中心に道路が冠水し、避難活動、救急活動、救助活動、消火活動が困難な状態となった。

外水氾濫と内水氾濫



※ 外水氾濫 大雨等により河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして浸水すること。
内水氾濫 大雨等により下水道や水路などから水が溢れ、浸水すること。

(2) 今後の災害想定

住民の生活圏の標高が石狩川の水位より低い区域もあり、浸水の危険性が高い。ゲリラ豪雨や暴風雨による洪水の危険性が高く、石狩川や美瑛川の堤防が決壊した場合、5m以上の浸水が想定される区域もある。

指定避難所である忠和小学校、忠和中学校、忠和地区センターをはじめ、地区の複数の箇所で浸水域となる箇所が存在する。

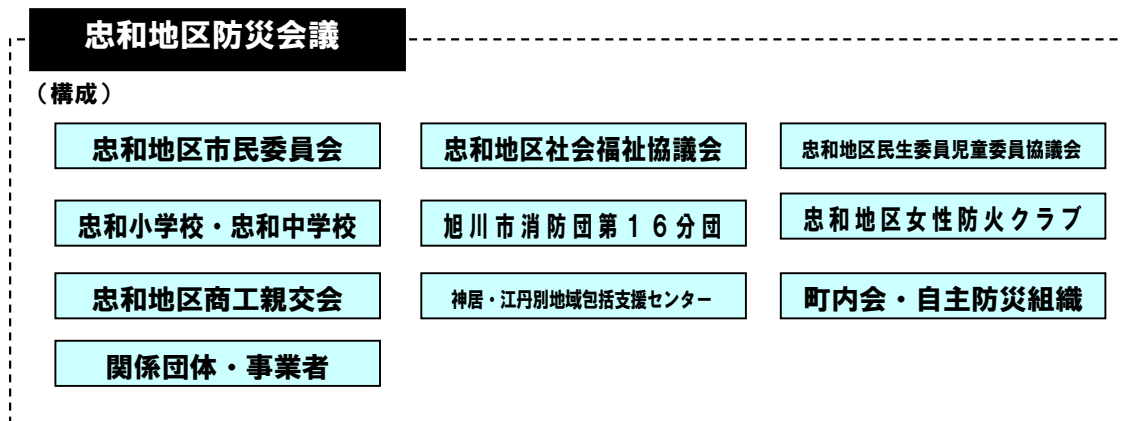
土砂災害警戒区域が存在し、土砂災害の危険が高いほか、木造住宅が密集しているため、地震時には火災発生も懸念される。

また、雪害、大規模停電（ブラックアウト）による都市機能の停止等が想定される。



3 平常時の活動

(1) 組織体制



(2) 防災知識の普及・啓発

忠和地区防災会議及び構成団体は、お互いに協力しながら各種研修会を通じて、必要な防災知識の普及や啓発活動を企画・実施するものとする。

(3) 地域の災害危険箇所の把握

忠和地区防災会議及び構成団体は、浸水・土砂災害の危険性が高い区域や古い家屋が密集している区域、狭い道路など、災害の危険性が高い箇所を事前に把握し、地区住民に周知する。

(4) 防災訓練

地区防災会議及び構成団体は、お互いに協力しながら各種実践的訓練を企画・実施するものとする。

ア 忠和地区防災会議が実施する防災訓練

避難訓練^{*}、避難所運営訓練、情報伝達訓練 他
(※旭川地区バス協会との連携訓練含む。)

イ 自主防災組織や町内会、学校、忠和地区防災委員会等が実施する防災訓練

避難訓練、消火訓練、情報伝達訓練 他

(5) 避難環境の整備

地区、町内会、家庭ごとに災害時に避難する施設や場所、避難経路^{*}を事前に決めておくよう努めることとする。安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難も検討する。(※防災マップを参照し、危険箇所を避ける。)

ア 避難所

忠和地区及び近隣の避難所は次のとおりである。

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 浸水深 (m) | 洪水時 | 地震時 |
|----------|----------|---------|---------|-----|-----|
| 忠和小学校 | 忠和4条4丁目 | 62-2923 | 6.09 | × | ○ |
| 忠和中学校 | 忠和1条4丁目 | 61-5300 | 5.40 | × | ○ |
| 忠和地区センター | 忠和5条5丁目 | 63-3854 | 4.94 | × | ○ |
| 神居小学校 | 神居4条6丁目 | 61-7488 | 1.39 | 2階○ | ○ |
| 神居中学校 | 神居4条5丁目 | 61-7261 | 1.10 | 2階○ | ○ |
| 神居東小学校 | 神居1条17丁目 | 62-2932 | 1.89 | 2階○ | ○ |
| 神居東中学校 | 神居4条19丁目 | 61-8298 | 1.15 | 2階○ | ○ |
| 神居住民センター | 神居2条17丁目 | 61-9073 | 1.89 | 2階○ | ○ |
| 台場小学校 | 神居町台場 | 61-4405 | - | ○ | ○ |
| 富沢小学校 | 神居町富沢 | 62-6207 | - | ○ | ○ |
| 万葉の湯 | 高砂台1丁目 | 62-8910 | - | ○ | ○ |

イ 避難場所

忠和地区及び近隣の避難場所は次のとおりである。

| 施設名 | 所在地 | 洪水時 | 地震時 |
|---------|----------------|-----|-----|
| 忠和公園 | 神居町忠和 | × | ○ |
| かむい中央公園 | 神居2条7丁目 | × | ○ |
| はず池公園 | 神居9条6丁目から神居町神岡 | ○ | ○ |
| 神居東公園 | 神居4条20丁目 | × | ○ |

ウ まるごとまちごとハザードマップ（洪水時避難所誘導表示板）

忠和地区に設置されている洪水時避難所誘導表示板は、次のとおりである。

《旭川環状線道々90号以外の場所》

| No | 設置場所 | 名称等 |
|----|------------|-------------------|
| 1 | 忠和3条1丁目4番 | 藤沢宅前 |
| 2 | 神居町忠和 | 忠和公園体育館駐車場裏側左側 |
| 3 | 忠和3条3丁目6番 | 忠和公園体育館左側出口右側 |
| 4 | 忠和3条3丁目3番 | 忠和モーモー公園トイレ側道路中心 |
| 5 | 忠和1条4丁目 | 忠和中学校校舎横駐車場フェンス側 |
| 6 | 忠和2条4丁目7番 | 忠和ピッコロ公園石狩町内会備品庫前 |
| 7 | 忠和3条4丁目2番 | 忠和アトム公園トイレ側道路右角 |
| 8 | 忠和2条5丁目11番 | 忠和ペリカン公園ダイヤハイツ向側角 |
| 9 | 忠和1条5丁目2番 | レオパレス21 忠和前 |
| 10 | 忠和4条6丁目6番 | 忠和やまびこ公園旭川信金通側 |
| 11 | 忠和2条6丁目1番 | 市営住宅10号棟幼児遊園地角 |
| 12 | 忠和4条7丁目6番 | 忠和しらかば公園（川真田宅横） |

| | | |
|----|-------------|------------------|
| 13 | 忠和3条7丁目1番 | 市営住宅6号棟裏幼児遊園地入口 |
| 14 | 忠和5条5丁目3番 | 忠和第1公園トイレ側入口右側 |
| 15 | 忠和6条5丁目8番 | 谷口宅隣り空き地 |
| 16 | 忠和6条6丁目6番 | 根本宅向かい |
| 17 | 忠和5条4丁目2番 | 忠和あかね公園トイレ側T字路 |
| 18 | 忠和6条5丁目5番4号 | きものの着付教室(川崎宅)前 |
| 19 | 忠和6条3丁目5番 | 忠和バンビ公園トイレ側角 |
| 20 | 忠和7条4丁目4番 | 忠和ポパイ公園トイレ側角 |
| 21 | 忠和8条3丁目1番 | 忠和タイガー公園前 |
| 22 | (撤去) | — |
| 23 | 忠和6条2丁目2番 | 忠和ポブラ公園T字路(及川宅横) |

《旭川環状線道々90号路上》

| No | 設置場所 | 名称等 |
|----|-----------|---------------------|
| 24 | 忠和4条8丁目2番 | 旭川市南消防署忠和出張所付近 |
| 25 | 忠和4条6丁目3番 | 忠和5条6丁目バス停(道北バス) |
| 26 | 忠和4条5丁目4番 | 旧ツルハドラック忠和店駐車場入口 |
| 27 | 忠和4条4丁目2番 | 忠和小学校校舎裏側サニーパレス忠和付近 |
| 28 | 忠和4条4丁目3番 | 旧セブンイレブン駐車場左側角 |
| 29 | 忠和5条4丁目1番 | ローソン店舗前交差点 |
| 30 | 忠和5条5丁目1番 | ホクレンショップ店舗前横断歩道 |
| 31 | 忠和5条8丁目2番 | 忠和4・5条8丁目信号機付近 |

(6) 備蓄

忠和地区及び近隣の公的備蓄は、次のとおりである。

また、住民自らも家庭での備蓄品(非常食、飲料水、防災グッズなど)を備えるよう努めるものとする。

《公的備蓄》

| 施設名 | 主な備蓄品 |
|----------|---|
| 忠和小学校 | 毛布20, 防災マット25, 寝袋20, やかん2, 大鍋2, 石油ストーブ2, 灯油タンク10, 発電機2, 携行缶2, コードリール3, 投光器2, カセットコンロ2 |
| 忠和中学校 | コークスストーブ3, コークス45, やかん2, 大鍋2, 生活用水資機材1, 発電機1, 携行缶1, コードリール2, 投光器2 |
| 忠和地区センター | アルファ化米50, 野菜ジュース30, 毛布50 |
| 神居小学校 | 毛布20, 防災マット25, 寝袋20, コークスストーブ3, コークス45, やかん2, 大鍋2, 生活用水資機材1, 発電機1, 携行缶 |

| | |
|----------|---|
| | 1, コードリール2, 投光器2 |
| 神居中学校 | — |
| 神居東小学校 | やかん2, 大鍋2, 石油ストーブ2, 灯油タンク10, 発電機2, 携行缶2, コードリール3, 投光器2, カセットコンロ2 |
| 神居東中学校 | アルファ化米1,400, クラッカー1,260, 野菜ジュース240, 毛布300, 防災マット500, 寝袋500, 大型救急箱2, トイレト トペーパー48 |
| 神居住民センター | アルファ化米50, 野菜ジュース30, 毛布50 |
| 台場小学校 | 毛布50, 防災マット50, 寝袋20, やかん2, 大鍋2, 石油ストーブ2, 灯油タンク10, 発電機2, 携行缶2, コードリール3, 投光器2, カセットコンロ2 |
| 富沢小学校 | コークスストーブ3, コークス45, やかん2, 大鍋2, 生活用水 資機材1, 発電機1, 携行缶1, コードリール2, 投光器2 |

《個人備蓄（例）》

| 種別 | 主な備蓄品 |
|--------|---|
| 非常持出品 | 現金（硬貨）、通帳、印鑑、保険証、携帯電話、モバイルバッテリー |
| 食料・飲料水 | 乾パン、缶詰、カップ麺、ビスケット、チョコレート、飲料水 |
| 衛生用品 | マスク、アルコール消毒液、体温計、ウェットティッシュ、衣料（防寒衣含む。）、タオル、洗面用具、携帯トイレ、使い捨てカイロ、軍手 |
| 医薬品 | 解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬、お薬手帳、傷薬、ばんそうこう、ガーゼ、包帯、三角巾、はさみ |
| 防災グッズ | 懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、缶切り、栓抜き、ナイフ、割り箸、ビニール袋、紐類、カセットコンロ、ポータブルストーブ |
| その他 | 乳児用ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ、生理用品 |

(7) 自主防災資機材

忠和地区に整備されている自主防災資機材は、次のとおりである。

《自主防災資機材》

| No | 設置場所 | 名称等 | 設置組織 |
|----|---------|--------------|------------------|
| 1 | 忠和1条5丁目 | 忠和エンゼル公園 | エンゼル防災隊 |
| 2 | 忠和3条5丁目 | 島田宅 | 忠和やまびこ・くさぶえ自主防災会 |
| 3 | 忠和5条8丁目 | 北海道交通(株)旭川支店 | 大橋町内会防災会 |
| 4 | 忠和4条7丁目 | 忠和しらかば公園 | 忠和白樺・むつみ自主防災会 |

《自主防災井戸》

| No | 設置場所 | 名称等 | 設置組織等 |
|----|---------|----------------------|------------------|
| 1 | 忠和2条6丁目 | 藤森宅 | エンゼル防災隊 |
| 2 | 忠和2条5丁目 | 鬼柳宅 | |
| 3 | 忠和2条6丁目 | 井上宅 | |
| 4 | 忠和1条5丁目 | 有田宅 | |
| 5 | 忠和1条5丁目 | 永原宅 | |
| 6 | 忠和1条4丁目 | 忠和中学校 | 生活用水井戸 |
| 7 | 忠和4条5丁目 | 佐々木宅 | 忠和やまびこ・くさぶえ自主防災会 |
| 8 | 忠和4条5丁目 | 村本氏所有地 | |
| 9 | 忠和4条6丁目 | 澤田宅 | |
| 10 | 忠和4条5丁目 | 菅原氏所有地 | |
| 11 | 忠和3条6丁目 | 佐々木宅 | |
| 12 | 忠和3条5丁目 | 阿武宅 | |
| 13 | 忠和3条5丁目 | 荒川宅 | 大橋町内会防災会 |
| 14 | 忠和6条8丁目 | 大室宅 | |
| 15 | 忠和6条7丁目 | 高橋宅 | |
| 16 | 忠和5条7丁目 | Mコーポ | |
| 17 | 忠和5条8丁目 | 3-7° あさひかわ忠和店(有)島田ビル | |
| 18 | 忠和3条8丁目 | 旭川こばと幼稚園 | |
| 19 | 忠和4条8丁目 | 元イヤサカ(株)旭川出張所 | |
| 20 | 忠和4条7丁目 | 岩崎宅 | 忠和白樺・むつみ自主防災会 |
| 21 | 忠和4条7丁目 | 赤坂氏所有地 | |
| 22 | 忠和4条6丁目 | 柳沢宅 | |
| 23 | 忠和3条7丁目 | 角田宅 | |
| 24 | 忠和2条6丁目 | 三原氏所有地 | |
| 25 | 忠和5条6丁目 | 富田宅 | |
| 26 | 忠和6条7丁目 | 石倉宅 | |
| 27 | 忠和6条6丁目 | 竹内宅 | |

(8) 避難行動要支援者の支援体制

忠和地区に居住する避難行動要支援者^{*1}227人のうち、避難支援者への個人情報提供に同意している方は150人である。市から避難行動要支援者名簿の提供を受けている忠和地区市民委員会及び忠和地区民生委員児童委員協議会、さらに忠和地区社会福祉協議会、自主防災組織、福祉施設管理者等の地域住民が連携して個別避難計画を作成し、避難行動要支援者への支援体制を構築するものと

する。

ア 避難行動要支援者（要配慮者^{※2}）を支援する避難支援者の確保と個別避難計画の作成

イ 避難行動要支援者（要配慮者）の安否確認，避難所への誘導支援

ウ 避難経路，避難場所の確認，要支援者の所在把握など
（災害図上訓練の実施，支え合いマップづくり）

エ 避難経路上の危険箇所の把握

オ 円滑に福祉避難所に移送するための方法

カ 避難支援者による円滑な避難誘導

※1 避難行動要支援者

次の1に該当する者で2に該当する者以外の同居人を有しない者

1 次のいずれかに該当する者のうち，居宅において日常生活を営む者

(1) 要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかに該当する要介護者

(2) 障害の程度が次のいずれかに該当する者

ア 視覚障害にあつては，1級，2級，3級又は4級

イ 聴覚障害にあつては，1級，2級，3級又は4級

ウ 内部機能障害（免疫機能障害を除く。）にあつては，1級，2級又は3級

エ 上肢，下肢又は体幹機能の障害にあつて，1級，2級又は3級

オ 知的障害にあつては，A

カ 精神障害にあつては，1級

(3) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者のうち，人工呼吸器等装着者として自己負担上限額の特例が認められている者

(4) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証の交付を受けている者のうち，酸素濃縮器使用時間が12時間以上の者

2 次のいずれかに該当する者

(1) 要介護者又は要支援状態区分が要支援2に該当する要支援者

(2) 身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 次のいずれかの医療受給者証等の交付を受けている者

ア 特定医療費（指定難病）受給者証

イ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証

ウ ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証

エ ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証

オ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証

カ 小児慢性特定疾病医療受給者証

※2 要配慮者

高齢者，障害者，乳幼児その他の特に配慮を要する者

【参考】旭川市避難行動要支援者避難支援の手引（全体計画）（旭川市HP）

【これまでの主な取組】

- タウンウォッチングから災害に強いまちづくりをめざす事業（H23）
 - ・忠和地区防災マップ作成
- 忠和地区自主運営マニュアル作成（H23）
- 旭川開発建設部との協働事業『忠和地区水防災を考えるワークショップ』（H24）
- 「洪水時避難所誘導表示板（まるごとまちごとハザードマップ）」設置（8箇所）（H24）
- 「旭川市総合防災センター」の見学（H24）
- 忠和地区「市民防災ひろば」の開催（H24）
- 忠和地区防災委員会によるタウンウォッチング（H25）
- 市民と議会との意見交換会 テーマ：家庭と地域の防災力向上のために（H25）
- 「3・11を忘れない」研修会（H25）
- 忠和地区自主防災訓練（H26）
- 「洪水時避難所誘導表示板（まるごとまちごとハザードマップ）」設置（23箇所）（H26）
- 土砂災害警戒区域等の指定に伴う説明会（H26）
- もしものための「防災ハンドブック」作成（H27）
- 忠和地区防災学習会（H28）
- 地域リーダーのための防災訓練参加（H28）
- 神居地域の防災を考える研修会（H29）
- 「2018 忠和地区水防災を考える出前講座（H30）」
- 地域防災リーダー養成講座参加（H30）
- 地域防災リーダー養成講座（H30）
 - ・DIG災害図上訓練
 - ・HUG北海道版「避難所運営ゲーム」（Dおはぐ）
- 忠和地域の防災を考える研修会（R1）
- 地域まちづくり推進事業「忠和地区防災コミュニティ事業」（R1）
 - ・くらしの「防災マニュアル」作成
- 「2019 忠和地域の防災を考える研修会（R1）」
- 忠和地区防災を考える研修会（R1）
- 防災・減災119研修会（R2）
- 「2021 忠和地区の防災を考える研修会（R3）」
- 忠和地区市民委員会と万葉倶楽部との緊急指定避難場所に関する協定の締結（R3）
- 「忠和地区内水排除について」出前講座（R3）
- 災害に強いまちづくりを目指して～防災・減災119～（R4）
- もしものための「防災ハンドブック」更新（R4）

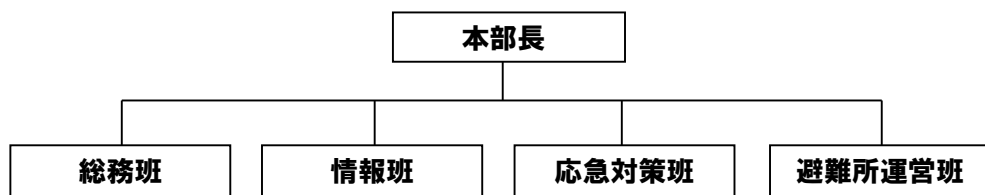
4 災害時の活動

(1) 災害体制（組織と役割分担）

ア 忠和地区災害対策本部

忠和地区防災会議会長は、必要に応じ、忠和地区センター内に会長を本部長とする「忠和地区災害対策本部」を設置し、本部員として必要と認める者を招集する。忠和地区災害対策本部を設置した旨を旭川市防災課に連絡する。

忠和地区災害対策本部



総務班：全体調整，他の班の活動内容に属さないこと

情報班：情報収集・伝達・共有・災害広報

応急対策班：救助・救急，初期消火，避難誘導活動

避難所運営班：生活救援（給食給水・炊き出し等），避難所開設・運営，避難行動要支援者等の支援

イ 自主防災組織（町内会）

忠和地区の各自主防災組織（町内会）は、各自主防災組織（町内会）が定める計画等に基づき、担当区域の住民の安全を確保する。

ウ 学校・施設・事業者等

忠和地区の各学校・施設・事業者等は、各自が定める避難確保計画等に基づき、児童生徒や利用者，従業員等の安全を確保する。

(2) 情報収集・伝達・共有・災害広報

忠和地区の被災状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を行う又は必要な支援を受けるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

ア 忠和地区災害対策本部

忠和地区災害対策本部は、忠和地区の被害状況や避難状況についての情報を集約し、防災関係機関に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

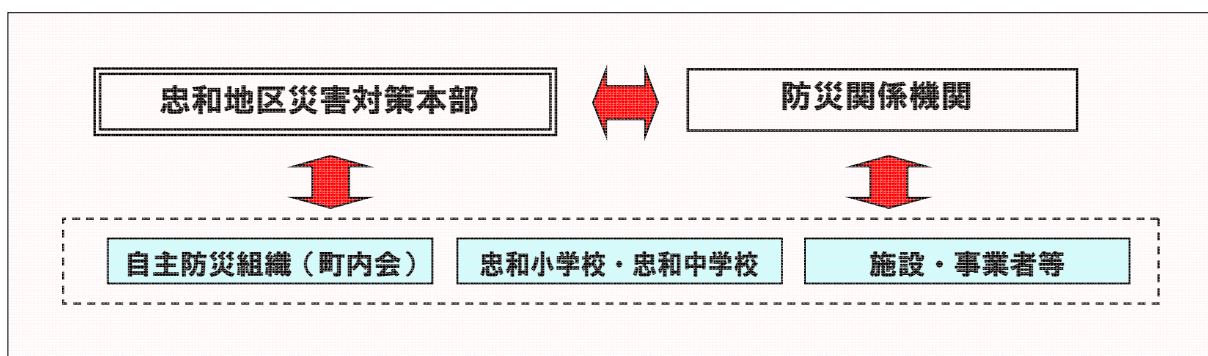
イ 自主防災組織（町内会）

忠和地区の各自主防災組織（町内会）は、担当する区域の被害状況や避難状

況について、忠和地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を住民に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。

ウ 学校・施設・事業者等

忠和地区の各学校・施設・事業者等は、被害状況や避難状況について、忠和地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を、児童生徒や利用者、従業員に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。



《緊急時連絡先》

| |
|-------------|
| 火災・救急・救助 |
| 119番 |

| |
|-------------|
| 事件・事故 |
| 110番 |

| |
|-------------|
| 災害用伝言ダイヤル |
| 171番 |

《旭川市関係機関》

| No | 内容 | 問合せ先 | 電話番号 |
|----|-----------------|---------------|---------|
| 1 | 避難所・災害全般に関すること | 旭川市防災安全部防災課 | 33-9969 |
| 2 | 道路が冠水・崩壊した | 旭川市土木部土木管理課 | 25-5375 |
| | | 旭川市土木部土木事業所 | 36-2244 |
| 3 | 河川があふれた・護岸が崩壊した | 旭川市土木部土木建設課 | 25-9795 |
| | | 旭川市土木部土木事業所 | 36-2244 |
| 4 | 内水が氾濫した・水道水が濁った | 旭川市水道局管路管理課 | 24-3166 |
| 5 | 避難行動要支援者に関すること | 旭川市福祉保険部福祉保険課 | 25-6425 |

《ライフライン関係機関》

| No | 内容 | 問合せ先 | 電話番号 |
|----|--------------|---------------|--------------|
| 1 | 停電 | 停電情報フリーコール | 0120-165-597 |
| | | 北電（株）道北統括支店 | 0120-06-0124 |
| 2 | 電話の不通、電話線破損等 | 113センター | 113 |
| | | 携帯電話・PHS | 0120-444-113 |
| | | ひかり電話・インターネット | 0120-000-113 |
| 3 | LPガス漏れ・ボンベ破損 | 北海道LPガス協会旭川支部 | 46-3220 |
| 4 | 都市ガス漏れ | 旭川ガス（株） | 45-2800 |

(3) 救助・救急，初期消火

ア 救助・救急

建物の倒壊，落下物等により救出，救護を必要とする者が生じた場合は，直ちに救出・救護活動を行う。負傷者が医師の手当を要するものと認められた時は，医療機関又は防災機関が設置する応急救護所に搬送する。

イ 初期消火

火災が発生した場合は，各家庭や事業所，施設等の消火器や水バケツ，自主防災資機材等を用いて，初期消火を行うとともに，直ちに消防機関に通報する。

(4) 避難誘導活動

避難情報（高齢者等避難，避難指示）が発令された時は，自主防災組織（町内会）や学校，施設，事業所等は，それぞれの避難計画に基づき，開設されている避難所や避難場所等[※]への避難誘導を行うものとする。

危険を感じた場合は，避難指示等が発令される前でも，自主的に避難活動を開始する。

※ 危険レベル2以下の内水氾濫の場合は，2階への垂直避難も可能



(5) 生活救援（給食給水・炊き出し等）

忠和地区災害対策本部は，自主防災組織（町内会）や学校，施設，事業所等と協力して，市から供給された支援物資や地域内の住民等から提供を受けた食糧等の配分，給食給水，炊き出し等を行う。

(6) 避難所開設・運営

忠和地区災害対策本部は、旭川市や自主防災組織（町内会）、学校、施設、事業所、災害ボランティア等と協力して、避難所の開設運営を行うものとする。

神居地区等の他地区に避難所を開設した場合は、他地区の防災組織と協力して避難所の運営を行うものとする。

【参考】避難所開設・運営マニュアル（旭川市HP）

(7) 避難行動要支援者等の支援

避難支援者は、個別避難計画に基づき避難行動要支援者の避難支援を行うとともに、旭川市や自主防災組織（町内会）、学校、施設、事業所、災害ボランティア等と連携して、避難生活の支援を行うものとする。

必要に応じて、市が開設する福祉避難所への二次避難を検討する。

| 警戒レベル 避難情報等 | 状況 | 住民がとるべき行動 | 避難支援者の行動例 |
|--------------------|------------------|-------------------|--------------------|
| 警戒レベル5 緊急安全確保 | 災害の発生又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保 | 命を守る 最善の行動 |
| 警戒レベル4 避難指示 | 災害のおそれが高い | 危険な場所から 全員避難 | 自ら避難する |
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | 災害のおそれあり | 危険な場所から 高齢者は避難 | 一緒に避難する 車に乗せて避難 |
| 警戒レベル2 大雨・洪水注意報 | 気象状況悪化 | 避難行動を確認 | 避難支援の準備 |
| 警戒レベル1 早期注意情報 | 今後気象状況悪化の おそれ | 災害への心構えを 高める | 知らせる 訪問する |

5 風水害・土砂災害・地震・雪害への対応

忠和地区防災会議や自主防災組織（町内会）、学校、施設、事業所等は、忠和地区において風水害や土砂災害、地震、雪害等の災害が発生した場合、本計画に基づき、忠和地区住民の生命、身体の保護に努めるものとする。

【参考】防災ハンドブック（忠和地区防災委員会）

6 災害復旧時の活動

忠和地区災害対策本部は、旭川市が行う災害復旧に自主防災組織（町内会）、学校、施設、事業所、災害ボランティア等と連携して協力するものとする。

7 計画の見直し

本計画の見直しに当たっては、忠和地区防災会議の審議に諮るものとし、見直し後には旭川市防災会議に、その内容を通知するものとする。

忠和地区防災マップ



| |
|------------------|
| 火災・救急・救助 |
| 119番 |
| 事件・事故 |
| 110番 |
| 災害用伝言ダイヤル |
| 171番 |

旭川市関係機関

| 内容 | 問合せ先 | 電話番号 |
|------------|------------|---------------|
| 避難所・災害全般 | 防災安全部防災課 | 33-9969 |
| 道路冠水・崩壊 | 土木事業所 | 土木管理課 25-5375 |
| 河川溢水・護岸崩壊 | | 土木建設課 25-9795 |
| 内水氾濫・水道水濁り | 水道局管路管理課 | 24-3166 |
| 避難行動要支援者 | 福祉保険部福祉保険課 | 25-6425 |
| | 防災安全部防災課 | 33-9969 |
| 支所・窓口 | 神居支所 | 61-2311 |

ライフライン関係機関

| 内容 | 問合せ先 | 電話番号 |
|--------------|---------------|--------------|
| 停電 | 停電情報フリーコール | 0120-165-597 |
| | 北電(株)道北統括支店 | 0120-06-0124 |
| 電話の不通、電話線破等 | 113センター | 113 |
| | 携帯電話・PHS | 0120-444-113 |
| | ひかり電話・インターネット | 0120-000-113 |
| LPガス漏れ・ボンベ破損 | 北海道LPガス協会上川支部 | 46-3220 |
| 都市ガス漏れ | 旭川ガス(株) | 45-2800 |

凡例

- 土砂災害警戒区域
- 過去の災害で冠水した道路（住民聞き取り）
- 公衆電話
- 避難支援バス（洪水の危険性が高い場合に、市が避難支援を依頼するバス）
- 町内会境界
- 公園内トイレ
- 避難支援バスの走行経路